
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 185 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）で検討をお願いした、債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（IFRS 第 9 号の SICR の定めをそのまま取り入れることに関する意見）

2. SICR は ECL モデルの重要なポイントであり、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の原則を取り入れるとの事務局案の方向性に賛成する。
3. 作成者の観点からは、相対的アプローチの適用時に必要となる当初認識時の格付け及びその PD などの情報を保持していたとしても、それを紐づける作業には相応の負担感があることは理解いただきたい。また、実務負荷については他の論点でも検討すべき課題であり、一通り論点を整理した段階で全体として受け入れ可能か総括することが必要と考える。
4. SICR の判定におけるデフォルト確率の閾値及び格付けとの関係に関する情報や、格付けの変動を過去と比べた時の評価に関する情報は、財務諸表利用者にとって重要な情報であるため、開示内容についても今後検討いただきたい。

（現行実務と親和的な SICR の適用イメージに関する意見）

5. 適用イメージの一次評価は、現行の実務との親和性も高く絶対的アプローチをうまく利用している点において実務負担の軽減に資する一つの方法と考えられる。
6. SICR の判定においては、定量判定だけでなく定性判定に基づく判断も重要であることから、適用イメージに記載することが必要と考える。
7. バーゼルで要求されている PD のデータはコーポレートの貸付金のみである点については留意すべきであり、リテール貸付金や中小企業向け貸付金にかかる SICR 判定の取り扱いについても、規範性の無い教育文書の中で示すことが有益と考える。

8. 教育文書等で例を示す場合には、誤解や疑問を避けるため、格付けが何段階下落した場合に SICR とするかに関する前提とそれに基づく判定結果をあわせて記載すべきである。
9. グループ Z はステージ 3 の債権を想定しているのか、また、DIP ファイナンスのような組成時から信用減損している貸付金は当初よりグループ Z として取り扱うのかについても教育文書に記載する際に考慮することが必要と考える。
10. 新基準の適用後、実務において適用イメージの一次評価を用いない相対的アプローチに移行する可能性もあるため、両方のアプローチを記載した上で、結果が IFRS 第 9 号の要求した場合と変わらないことを示した方がよいのではないかと考える。

(教育文書に関する意見)

11. IFRS 第 9 号を採用していない金融機関の適用に係る負担及び国際的な比較可能性を考慮すると、規範性の無い教育的資料として適用のイメージを示すことに賛同する。
12. ASBJ はこれまで規範性の無い教育的資料を公表していないため、その公表の検討にあたっては、策定のプロセスやデュー・プロセスも含めた具体的方法について検討する必要があると考える。
13. 教育的資料のほか設例において示すことも考えられるため、他の論点も含めて提供方法については検討すべきである。
14. 規範性の無い教育的資料に記載する項目として、当局ガイダンスやレター及び将来予測情報など他の論点についても含めるのか検討頂きたい。
15. 欧州における事例でいくつかの方法が採用されているが、企業ごとのポートフォリオの特性に応じた適切な見積手法を適用していると理解している。適用イメージを例示する際には、原則法と簡便法という二元論であるかのように誤解されないよう留意すべきである。

以上